

みどり市過疎地域持続的発展計画を変更

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、東町区域に加え、新たに大間々町区域が過疎地域に指定されました。

これにより、過疎地域の持続的発展に必要な事業を実施するため「みどり市過疎地域持続的発展計画」の内容を変更しました。

本計画に基づき実施する事業については、国からさまざまな支援が受けられます。

問い合わせ先

企画課地域連携係 ☎(76)0962



市ホームページ

過疎対策のための基本方針

都市部など地域間交流の促進やSNSを活用した地域のPRなど、新たな時代に即した効果的なソフト面の充実・強化を図ることとします。

- 生活基盤の整備による地域資源の有効活用
- 自然と調和した環境の整備
- 安心できる保健医療と福祉の充実
- 豊かな生活を支える産業の育成
- 新時代を拓く人材の確保

計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

過疎対策のための固定資産税の課税特例

市では、地域活力の向上・地域の産業振興を促進するため「みどり市過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例」を制定しています。次の要件を満たす事業用資産を取得などした場合は、その資産に対する固定資産税について、申請により3年間の課税免除を受けることができます。

対象区域については東町のほかに、令和4年4月1日より大間々町が新たに追加されました。申請書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 税務課資産税係 ☎(76)0964

対象区域

東町区域、大間々町区域（令和4年4月1日追加）

対象業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業および情報サービス業など

主な対象要件

- 青色申告書を提出する法人または個人
- 東町区域については、令和3年4月1日から令和6年3月31日、大間々町区域については令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に取得、製作または建設（新築、増築、改築など）した減価償却設備で、取得価格の合計額が以下に該当するもの



市ホームページ

対象業種	資本金額		
	5,000万円以下（個人を含む）	5,000万円超1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※	

※新増設に係る取得に限られます。

免除対象資産

家屋、償却資産（機械・装置）、土地（取得の日の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設の着手があった土地に限られます。）

免除期間

課税することとなった年度以後3年度分を免除

申請期限

特例の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日（例：令和5年度から課税免除の適用を受けようとする場合は、令和5年1月31日(火)が申請期限となります。）